



書類は必ず期日までに提出しましょう

新学期、学校へ出す書類がいっぱい 学校からの書類を書くのが大変です

大切なお子さんがのびのびと学校生活ができるような環境を作るのは親の責任です。そのためには学校をよく知ること、そして学校と保護者を結ぶさまざまな書類の内容を理解することです。ふじみの国際交流センターは、書き方のお手伝いもしています。



入学、進学、進級と4月は、子どもたちそれぞれが新しい学校環境となる時期です。それに伴い学校からは多くのお知らせや書類が届きます。

1年のスタートですので、大切な内容も多く、学校に提出しなければならない書類も数多くあります。それらの書類をよく読み、内容をよく理解することで、学校生活の理解が深まり1年がスムーズにスタートできるでしょう。また、親が書類をよく読み学校生活に理解を深めることで、子どもたちは、安心した気持ちを持つことができます。

周りの子との違和感を持ちやすい新学期には、親のこういった行動に子どもたちは気持ちがゆれることが多いのです。特に提出物や提出書類を忘れない注意が必要です。

下で紹介している書類は、学校から渡される多くの書類の中で、各自が記入したうえで提出しなければならないものです。分かりにくいものもありますが、よく読んで内容を分かっただけで各家庭の様子を考えて書いてください。

必ず書類を出さなければならない日を覚えておき、提出するようにしてください。

内容が分かりにくい、全く分からないという場合は、FICECのスタッフがお手伝いをいたします。書類を持ってふじみの国際交流センターにおいでください。

【学校に提出する書類】

- ★**家庭環境調査票**・・・住所、電話、家族などを書き入れます。子どもの家庭での基本的な情報です。
- ★**保健調査票**・・・子どもの成長の記録、病気が有るか無いかなど、体についての基本的な情報です。
- ★**被扶養者の保険証の写し**・・・学校生活の中での事故や病気など、何かが突然起こった時に必要です。
- ★**給食費引き落とし口座振替申請書**・・・給食費集金のための銀行口座を知らせます。
- ★**給食アレルギー調査票**・・・食物アレルギーがある場合は、学校に知らせます。
- ★**緊急引き渡し調査票**・・・地震・火事・そのほか事故により子どもたちが緊急下校するとき、だれが迎えにくるかを知らせます。
- ★**日本スポーツ振興センター加入同意書**・・・学校での事故に保険的効力を持ちます。
- ★**緊急連絡網登録書**・・・※学校によっては、緊急連絡はメール送信で行うので「メール受信手続き書」
- ★**結核検診問診票（小1、小2、中3のみ）**・・・検診の朝に子どもの健康状態を書き入れます。

★就学援助申請書（希望者のみ）

就学援助申請書とは

給食費及び学用品や校外活動の費用の一部を補助してもらうための申込書です。申し込みが認められるには要件があります。希望者は申請書に必要事項を書き入れ、必要書類を付けて期日までにお願いします。必要書類とは、前年の所得の証明書です。

様式第1号(昭和45年度)

就学援助申請書

ふじみ野市教育委員会にて

この申請書に記入・捺印したものに捺印がないで、次の事項に同意の上、就学援助を受けたいと申請します。

1. 就学援助の事業のために教育委員会が前年の住民税額及び所得情報を提供すること。
2. 認定を受けた場合、学校給食費支給について教育委員会を代理納付者と定め納付を委任すること。

※本市内の必要事項を記入してください。

姓	ふじみ野市	住所	〒	区	町	番	号	分	室
氏名		性別	男	女	生	年	月	日	学年
保護者氏名		性別	男	女	生	年	月	日	職業(勤務先名・学校名・学年等)
【家族・同居】	学校納入者及び学校給食費の滞りがある方は、就学援助の給付を受けた場合の滞りについて、滞り分に応じた責任を負うことに同意します。								
申請者	印								

富士見市入学準備金利子補給制度って知っていますか

高校や大学、専門学校などに入学する時期には、高額のコストが必要になります。そのようなとき、まとまった費用の準備が困難な方のために「国の教育ローン」として、日本政策金融公庫では、お子さん一人につき 350 万円以内で融資を受けることができます。借り入れには条件がありますが、詳しい内容は教育ローンコールセンターへ（0570-008656）お問い合わせください。

日本政策金融公庫で融資が受けられた方に、富士見市では、保護者の経済的負担を少しでも軽くするため、その返済利子の一部または全部を助成してくれています。利子補給額の対象額は 70 万円、金利 2.25% で約 4 万円の助成となります。あてはまる方は検討してみてください。利子補給金交付の申請は、富士見市教育委員会 教育政策課 です

4月から悩み解消！！「生活困窮者支援制度」が始まっています

働きたくても働けない、住むところがない、など生活すべての悩みの相談にのってくれる窓口が全国に作られました。小さな悩み、大きな悩み、まずはお住まいの地域の役所に相談しましょう。「生活困窮者支援制度」では、次のような支援を行っています。

- ★自立相談支援事業・・・相談者一人ひとりに応じた支援プランを作ってもらえます。
- ★就労準備支援事業・・・働くことができるまでいろいろな支援を受けられます。
- ★就労訓練事業・・・働くために必要ないろいろな訓練を受けられます。
- ★一時生活支援制度・・・住居のない方に衣食住が提供されます。
- ★住居確保給付金の支給・・・家賃相当額が支給されます。
- ★家計相談支援事業・・・家計の立て直しをアドバイスしてもらえます。
- ★生活困窮世帯の子どもの学習支援・・・子どもの学習支援など、子どもの将来を見守ったサポートが受けられます。

■役所の窓口

- 富士見市・・・社会福祉協議会
- ふじみ野市・・・市民総合相談室
- 三芳町・・・社会福祉協議会

ふじみの国際交流センターでは、行政とともに、外国籍市民のあらゆる悩み解決のお手伝いをしておりま。悩みは早いうちに解決していきましょう。



オープンスペース
FICEC サロン

外国籍市民同士、あるいは外国の方と日本人、自由に集えるオープンスペースがふじみの国際交流センターにあることを知っていましたか。

オープン時間は月曜から金曜の1時から4時までです。楽しくお茶でも飲みながら、情報交換や会話を進めてはいかがでしょうか。遊びがてらお友達を誘って立ち寄ってください。

深刻な問題がある方は、経験豊富な生活相談スタッフが親身になって相談にも乗ります。